

天竜川水系流域委員会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は「天竜川水系流域委員会」（以下「流域委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）

- 第2条 流域委員会は、天竜川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下「整備計画」という。）策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。
2. 流域委員会は点検の結果、整備計画の変更が必要となった場合には、整備計画の変更原案に関して河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
 3. 流域委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価及び再評価の対応方針（原案）、事後評価の対応方針（案）（以下「事業評価」という。）について審議を行う。

（組織等）

- 第3条 流域委員会は別表に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。
2. 委員の任期は委嘱日より3年間とし再任は妨げない。
 3. 委員に欠員が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとする。
 4. 必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
 5. 委員会は特定の事項に対し、必要に応じて専門部会及び上流部会、下流部会を設置することができる。

（情報公開）

第4条 流域委員会の会議、会議資料及び議事要旨については、特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き原則として公開する。

（会議）

- 第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
 3. 委員長に事故があるときは副委員長が代行する。
 4. 会議の招集・開催は局長が行う。
 5. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

（事務局）

- 第6条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所、浜松河川国道事務所、三峰川総合開発工事事務所及び天竜川ダム統管理事務所が行う。
2. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合には、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加えることとする。その他、事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関等を事務局に加えることができる。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

（雑則）

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

（施行期日）

この規約は、令和2年6月15日から施行する。

令和4年3月10日 改訂

令和5年12月18日 改訂

天竜川水系流域委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	専 門 等
委員長	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	河川工学
副委員長	ささもと しょうじ 笹本 正治	信州大学 名誉教授	文化財
委 員	いたい たかひこ 板井 隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	環 境
	いとう しんいち 伊藤 伸一	天竜川漁業協同組合 代表理事組合長	漁 業 (上 流)
	いわた たかよし 岩田 孝仁	静岡大学 特任教授	防災
	きぬむら としみ 絹村 敏美	静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事	農業水利
	こすぎ さとし 小杉 達	磐田市文化財保護審議会 委員	文化財
	こまつ けん 小松 研	三峰川沿岸土地改良区連合	農業水利
	さかい みづき 酒井 美月	長野工業高等専門学校 教授	水質・事業評価
	しかた けいいちろう 四方 圭一郎	飯田市美術博物館 生物担当学芸員	環 境
	しぶさわ ひろゆき 渋澤 博幸	豊橋技術科学大学 教授	事業評価
	しもじま やすのり 下島 保徳	下伊那漁業協同組合 代表理事組合長	漁 業
	とだ ゆうじ 戸田 祐嗣	名古屋大学 大学院 教授	河川工学
	なかむら たかとし 中村 貴俊	天竜川総合学習館 教育担当	防災・環境教育
	ひらの くにゆき 平野 國行	天竜川漁業協同組合 代表理事組合長	漁 業 (下 流)
	ひらまつ しんや 平松 晋也	信州大学 特任教授	砂防・治山
	ふくざわ ひろし 福澤 浩	NPO 天竜川ゆめ会議 代表理事	地域・まちづくり
	ほりうち ひでのり 堀内 秀哲	中野町を考える会 事務局長	地域・まちづくり
みちばやし かつよし 道林 克禎	名古屋大学 大学院 教授	地質・水質	
わかばやし はるじ 若林 晴二	三峰川みらい会議 代表	地域・まちづくり	

(敬称略 五十音順)